（別紙１）

二条城本丸御殿公開記念事業
「二条城夏まつり２０２４」及び「二条城まつり２０２４　夜間事業」
実施に係る仕様書

１　実施期間

（１）　「二条城夏まつり２０２４」（以下「夏まつり２０２４」という。）
　令和６年７月２６日（金）～８月２５日（日）３１日間
　設営開始日：令和５年７月１２日（金）～

（２）　「二条城まつり２０２４　夜間事業」（以下「二条城まつり２０２４」という。）
　令和６年１１月１日（金）～１２月８日（日）３８日間
　設営開始日：令和６年１０月１８日（金）～

※（２）について、事業者からの提案によっては、本市と協議のうえ、令和６年１０月２５日（金）から４５日間実施可能（設営開始日：令和６年１０月１１日（金）～）とする。

※事業実施時間は午後６時から午後１０時の範囲内で提案し、本市と協議のうえ決定すること。

２　実施場所

（１）基本的な使用可能範囲及びルートは、別添Ａ「基本ルート」のとおりとする。

（２）「基本ルート」に加えて、本市が想定する追加使用ルートとして、別添Ｂ「清流園ルート」、別添Ｃ「天守台ルート」、別添Ｄ「本丸庭園ルート」を例示する。

（３）「本丸庭園ルート」を使用する場合は、階段等からの落下防止対策や入場者数に制限を設けるなど、来場者の安全措置を十分に講じることを使用の条件とする。また、障がい者等の迂回誘導など、バリアフリーへの配慮についても併せて提案すること。

（４）別添１以外の範囲及びルートを提案することも可能とするが、使用については本市と協議のうえ、決定すること。また、「夏まつり２０２４」と「二条城まつり２０２４」で異なる範囲及びルートを提案することも可能とする。

（５）「夏まつり２０２４」において、二の丸庭園を使用する場合は、会期中に庭園芝養生を行うために発生する照明等設備の一時撤去費用（概算額１０万円）を負担することを使用の条件とする。

３　使　用　料

（１）事業者選定後の協議を経て確定した使用料及び加算額を納入すること。

（２）基本ルート使用料

ア　基本ルートの使用料は、「夏まつり２０２４」は７，６００，０００円、「二条城まつり２０２４」は９，０００，０００円（４５日間実施の場合は１０，３００，０００円）を最低額とする。

イ　基本ルートの一部を変更する場合、基本ルート使用料は実使用面積に応じた算定により増減するが、最低額を下回る減額は行わないものとする。

（３）追加使用ルート使用料

ア　追加使用ルートの使用料は、実使用面積により算定し、基本ルート使用料に追加する。

イ　概算使用料は下表のとおり。

	夏まつり２０２４ （３１日間）	二条城まつり２０２４ （３８日間）	二条城まつり２０２４ （４５日間）
基本ルート【最低額】	７，６００，０００円	９，０００，０００円	１０，３００，０００円
清流園ルート	６００，０００円	７００，０００円	８００，０００円
天守台ルート	８００，０００円	１，０００，０００円	１，１００，０００円
本丸庭園ルート	８００，０００円	１，０００，０００円	１，１００，０００円

（４） 使用料について、使用許可に係る通知を発した日の翌日から起算して１０日以内に本市に収めること。なお、既納の使用料について、京都市公有財産及び物品条例第２条第３項各号に該当する時は、その全部又は一部を還付することがある。

（５）加算額

ア 「夏まつり２０２４」期間中の総入場者数が３１，０００人を超えた場合は、その超えた分について加算額を令和６年９月２５日までに納入すること。

イ 「二条城まつり２０２４」期間中の総入場者数が５６，０００人を超えた場合は、その超えた分について加算額を令和６年１２月２７日までに納入すること。

４ 実施内容等

（１）実施内容

ア 二条城の本質的価値（歴史上または芸術上価値の高いものと認められること）や京都の文化を感じられる事業とすること。

イ 「夏まつり２０２４」「二条城まつり２０２４」とも、「二条城本丸御殿公開記念事業」と位置付けることを踏まえ、両事業において、全来場者に対して、本丸御殿及び本丸エリアの魅力を発信するコース又はコンテンツの提案を行うこと。

ウ 両事業のコースや体験コンテンツの設定に当たっては、漫然と同内容とすることなく、集客につながるよう差異を設けること。

エ 両事業を同一事業者が実施する利点を生かし、「夏まつり２０２４」においては、続く「二条城まつり２０２４」の来場気運の醸成につながる取組を提案すること。

オ 集客力、話題性のある内容とし、今後の情勢によっては企画内容を柔軟に変更すること。

カ 京都市民の来場につながる内容を盛り込むこと。

（２）実施に当たっての条件

ア 国宝を含む文化財建造物を多数有している二条城の特性を十分理解し、別添２及び「史跡旧二条離宮（二条城）保存活用計画」の内容を踏まえた企画とすること。機材の設置等に当たっては、文化的価値を損なわないよう厳重な養生を行い、文化庁の許可が得られる内容とすること。

イ 本イベントは、入場料を実施者で収入し、その入場料収入でもって、企画、告知（チラシ等の印刷を含む）、発券（販売、印刷含む）、設営・撤去、改札及び城内外の入退場者の誘導・安全管理、スタッフ（トイレ等の清掃、入場券売所、警備員、タクシー乗り場の安全対策や城外駐停車対策等のスタッフを含む）の配置等実施に伴うすべての経費を賄うこと。また、来場者が使用する可能性のある消耗品（トイレットペーパーなど）については、実施者で補填すること。

ウ 問合せ可能な事務局を設置すること。会期中は毎日問い合わせ可能なものとし、また、少なくとも午前１０時から夜間事業終了時間まで対応可能な体制を構築すること。

エ 入場受付時間、入場料（発売時期、発売方法含む）及び使用場所（別添１参照）を本市と協議のうえ、決定すること。

オ 順路は、城内の夜間営業店舗を通過することとし、その営業や眺望に配慮した照明の設置及び運営を行うこと。また、障がい者に配慮した順路選定を行い、順路上に段差等がある場合は対策を講じること。その他の順路については、本市と調整すること。

カ 券売窓口について、混雑時にも柔軟に対応できる人員を確保すること。

キ 出札・改札付近及び二条城東側エントランス広場の入場券購入列等の整理に当たっては、元離宮二条城駐車場運営業務受託者及び二条城警備業務受託者と連携すること。また、整理

に必要なベルトパーテーション等を用意すること。

ク　演出に必要な機材は、実施者で準備・設置すること（物品調達を含む）。なお、一部に二条城事務所所有の機材（別添３参照）を使用することも可能とする。ただし、使用する機材の補修及び電球の取り換え費用は、実施者で負担すること。

ケ　閉場時間までに来場者が退場するよう誘導するとともに、残留者の検索を行うこと。

コ　開催前に、本市立会いによる演出確認を行うこと。また、マスコミ向け内覧会を行うこと。

サ　本イベントの使用許可期間はそれぞれの設営から撤去までとするが、設営物やスケジュール等については事前に本市の許可を得ること。

（３）設営・撤去及び会期中の注意事項

「夏まつり２０２４」及び「二条城まつり２０２４」の設営・撤去及び会期中に以下のイベント等を実施するため、以下の内容を踏まえたうえで、スケジュール等を作成すること。

その他、城内管理等の作業によって作業や設営時期等を調整する可能性がある。

期間	場所	内容	備考
７月８日～１２日 １０月１４～１８日	清流園内	池掃除	照明器具等の一時撤去
７月３１日～８月１日、 ８月８日～２２日	本丸御殿	本市事業	日中の作業不可
１０月２６日、１１月１日、 ３日、４日の４日間	清流園	茶会	日中の清流園内での作業不可
１１月２３日～１２月１日	台所・御清所	ＭＩＣＥ事業	使用不可
１１月～	東南隅櫓付近	保存修理工事	仮設物等の設置不可 ※東大手門南際～東南隅櫓北際は養生シートで覆われるため使用不可

※上記期間に変更があった場合、速やかに本市から共有する。

（４）提出及び申請書類等

ア　電気工事、会場設営、会場誘導等の業務については、二条城において、過去に同種の事業実績を有する者に依頼し、また、施工の１箇月前までに配線図、設営図面、搬出入計画を、施工の２週間前までに車両入城計画、スタッフ配置図等を本市に提出し、承認を得ること。

イ　事業実施に係る法令（火災予防条例、食品衛生法　等）に関する書類作成にかかる一切のことは、実施者が行い、その写しを本市に提出すること。

ウ　各日の来場者数を、その内訳（例：大人、小学生、減額対象者、招待券）とともに日ごとに速やかに本市に報告すること。

エ　事業終了後、速やかに報告書等を作成し本市に提出すること。

（５）その他注意事項等

ア　万一の事故等に備え、イベント保険に加入すること。

イ　実施者は、事業開催に当たり、本市の許可を得て、元離宮二条城事務所が所有する備品を使用することができる。ただし、設営及び撤収等は、実施者が責任を持って行い、故意又は過失により備品を破損等した場合は、実施者が実費弁償すること。

ウ　演出に係る音量等に配慮すること。

エ　各業務の詳細や本仕様書に記載のない事項、又は本仕様書に疑義が生じたときは、本市の決定に従うこと。

オ　来場者及びスタッフ等の熱中症予防のため、対策を講じること。

カ　台風襲来時等、天候によって施設への影響が予想される場合は、資機材の撤去・養生等の必要な対応を行うこと。

キ　本市は、施設管理者として、施設の使用を縮小・停止又は中止する場合がある。使用許可の縮小・停止又は中止に伴い損失が発生した場合でも、その補償等はしないものとする。

５　広報業務

ア　効果の高い広報を行うとともに、ＳＮＳやマスメディア等を活用した独自の広報についても提案し、実施すること。

イ　広報チラシ及びポスターを作成し、本市が指定する納品先に配送すること。

ウ　これまで、京都市地下鉄駅構内でのポスター掲示やチラシ配架など、交通局が無償で広報活動に協力してきたことから、別途、地下鉄・バスの中吊りなど、有料広告の活用を積極的に検討すること。各種有料広告については以下のページを参照。

http://www.kyoto-traffic-ad.com/main4.html

（別紙１別添１）

使用可能場所

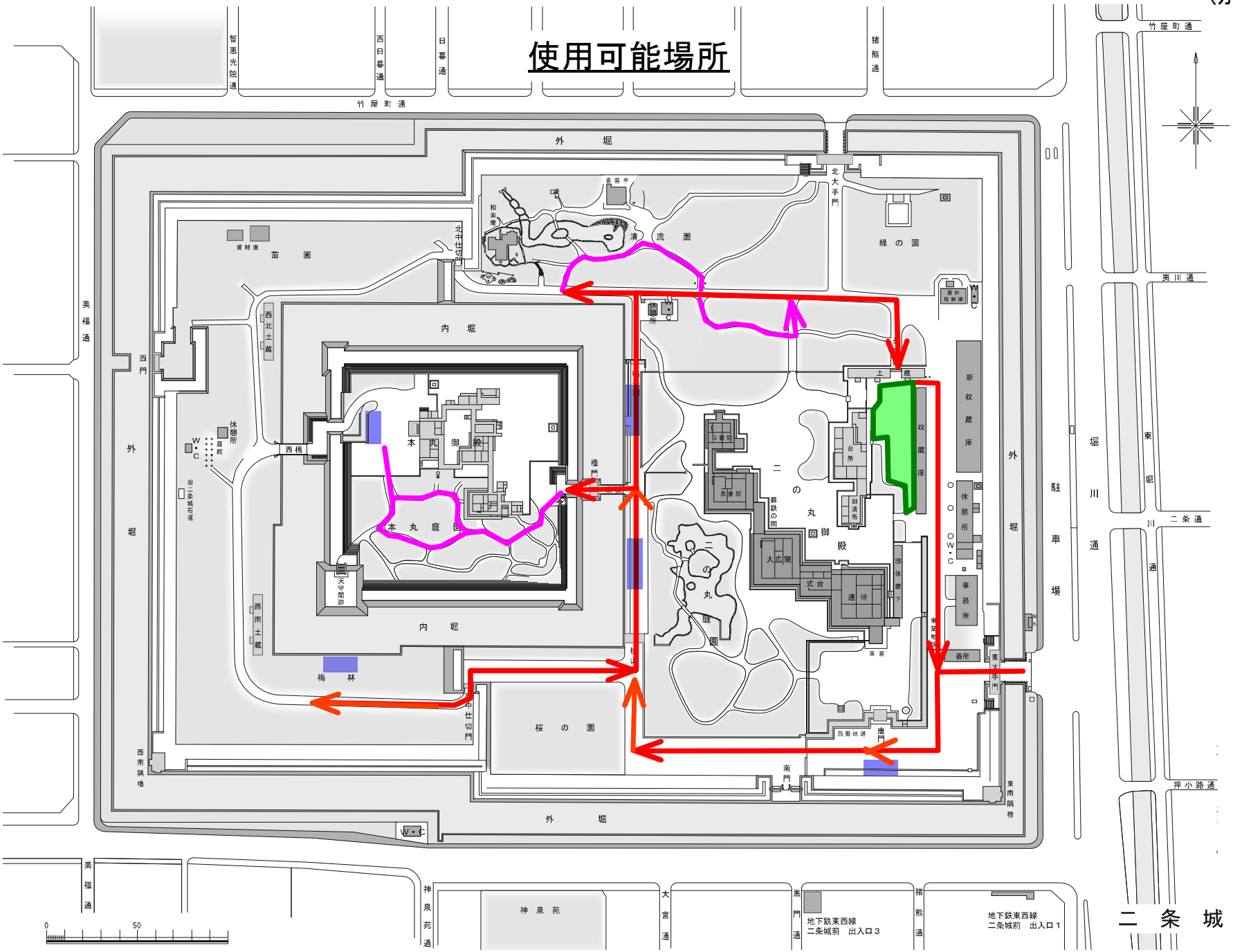

二　条　城　現　況　図

※上記以外の場所の使用については要協議

（別紙１別添Ａ）

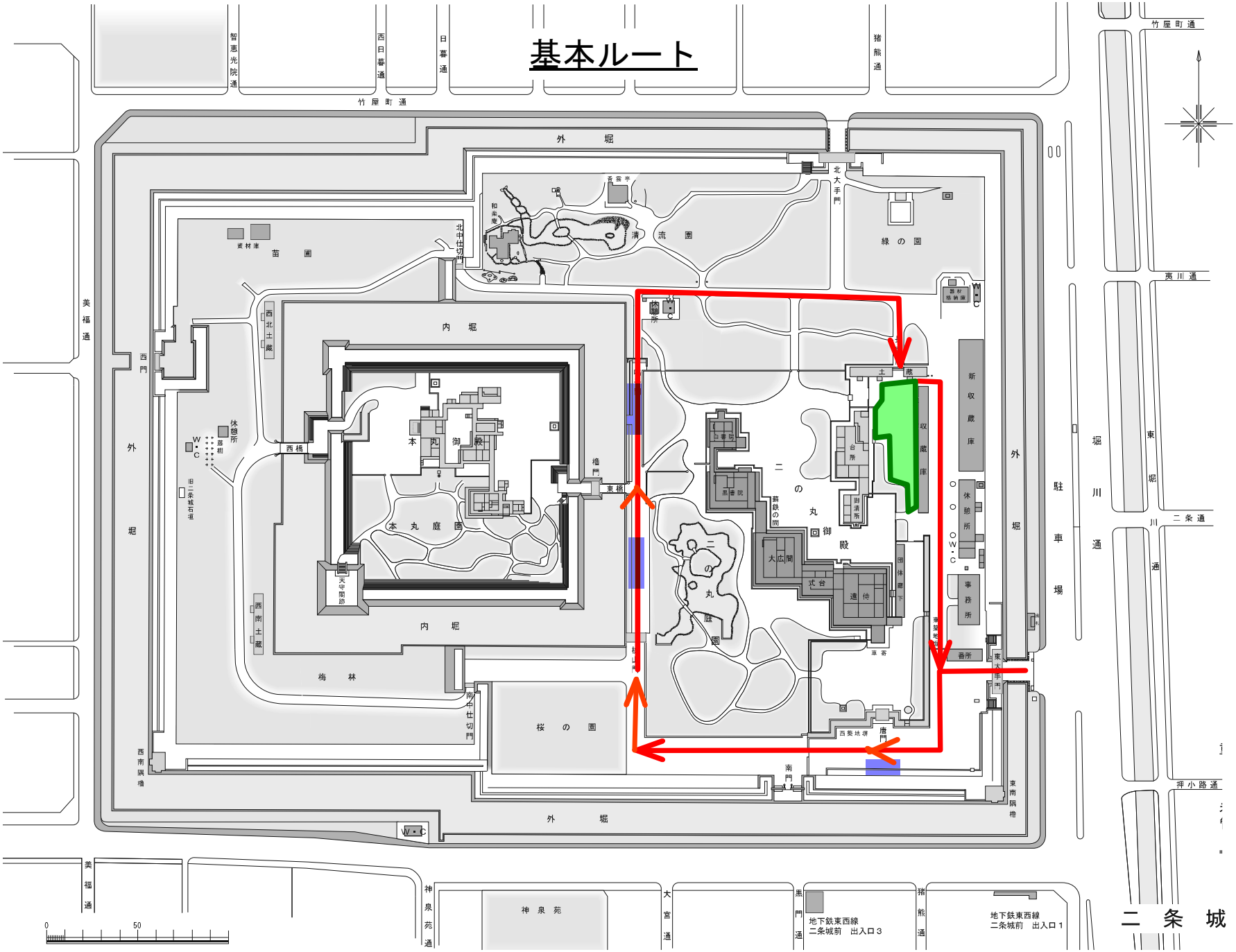

二　条　城　現　況　図

（別紙１別添Ｂ）

清流園ルート

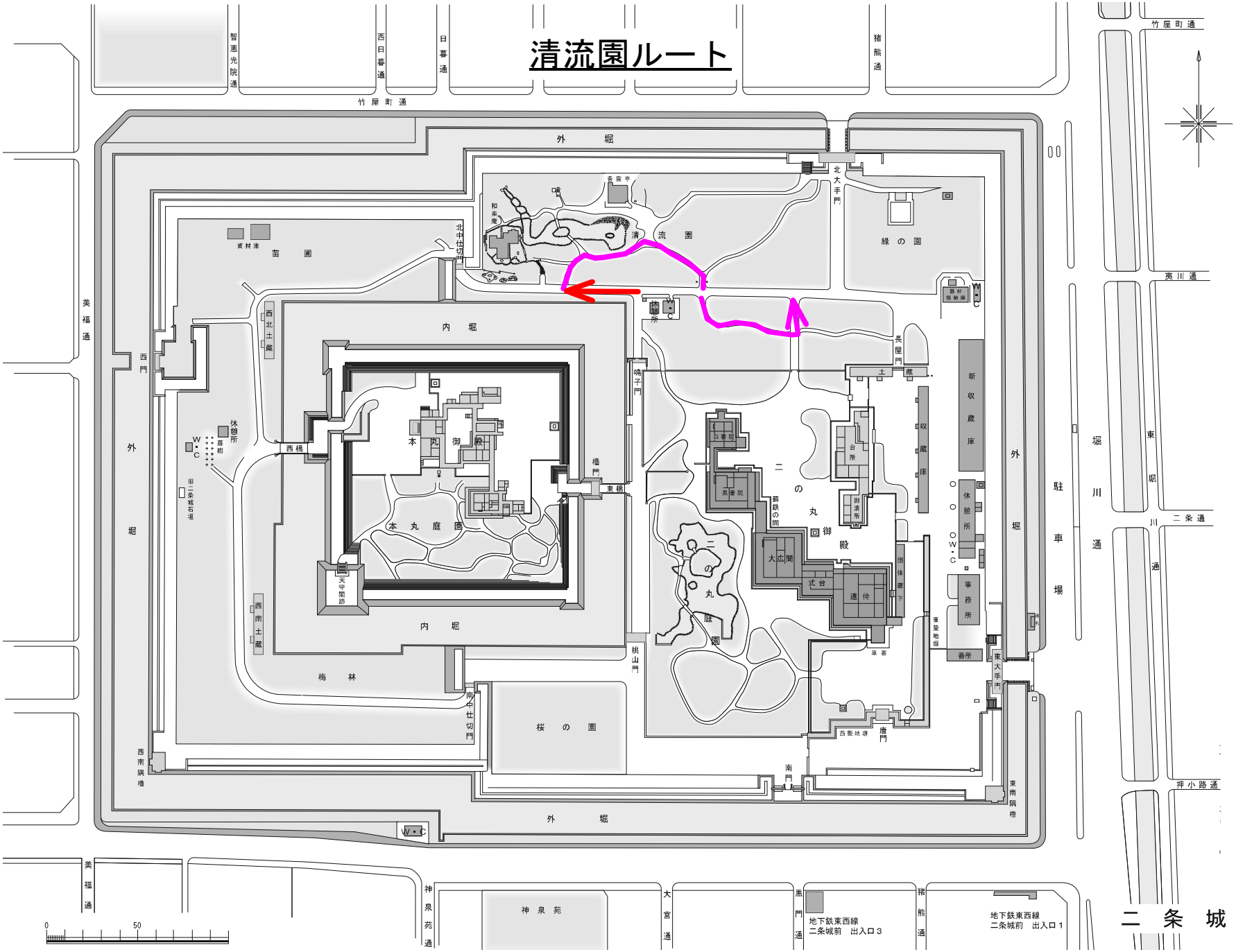

二　条　城　現　況　図

（別紙１別添Ｃ）

天守台ルート

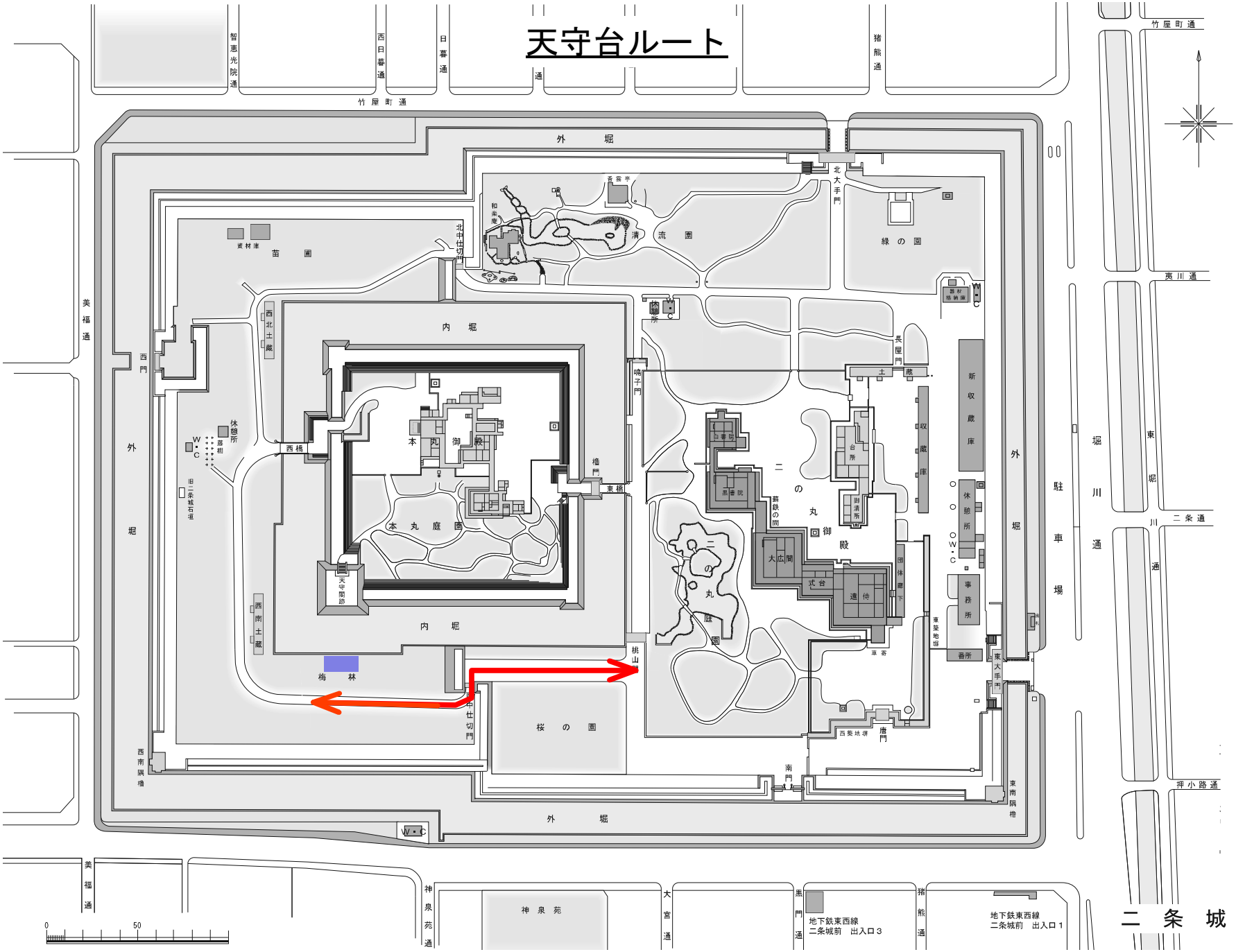

二　条　城　現　況　図

（別紙１別添Ｄ）

本丸庭園ルート

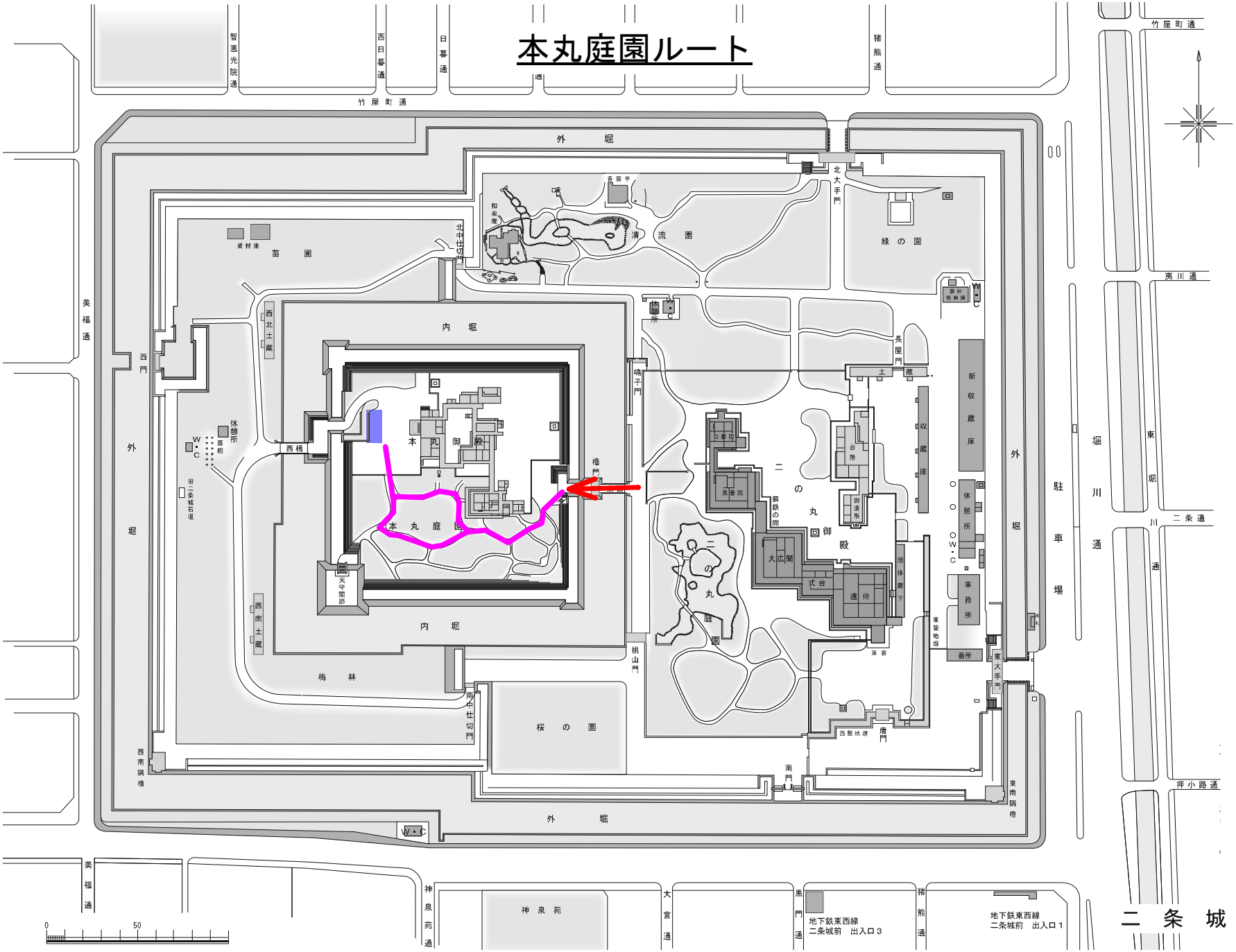

二　条　城　現　況　図

（別紙１別添２）

１　事業実施に関する基本姿勢

（１）文化財の保存及び景観保全の重要性の認識

二条城は全域が史跡に指定されており、石垣、マツ、その他の樹木や施設等は史跡の構成要素となっている。また、外堀周辺は「世界遺産 二条城」の顔となる区域であり、かつ、周辺地域に接する景観上重要な区域である。このため、業務の実施に当たっては、各施設等の文化財的価値を念頭におき、その保存に関して細心の注意を払うとともに、本事業が「世界遺産 二条城」の景観保全に大きく影響することを念頭におきながら作業を行うこと。

（２）来城者、近隣住民及び歩行者への配慮

二条城は多くの人々が訪れる京都を代表する文化観光施設である。また、住宅地と隣接しているうえ、外堀周辺は歩道と接しているため、多数の歩行者が通行する場所でもある。このため、設営期間を含めて会期中は騒音対策など近隣住民へと配慮し、施工等の作業に当たっては、来城者及び歩行者の安全確保のため必要な措置を講じるとともに、常に観覧、各施設の利用、通行の妨げにならないよう配慮しながら行うこと。必要な場合は交通誘導員を配置すること。

（３）作業姿勢等

作業している姿も二条城の美しい景観を構成する要素であることを理解し、現場の養生・清掃はもとより、作業中の言葉づかい、休憩中の道具の管理など、スタッフ一人ひとりが、来城者目線できめ細やかな配慮を怠らず、取り組むこと。

２　入退城

（１）城内での作業時間は午前８時３０分から午後５時までとする。時間外に業務を行う場合は、事前に業務内容・予定時間・人員を本市に届け出ること。業務が観覧等に支障を来す場合には、本市と事前に協議のうえ、時間外に行うこと。ただし、時間外の作業は原則、午前７時３０分から午後１０時までとする。

（２）入退城の際は、スタッフ証を提示し、警備員又は職員の検札を受けること。なお、業務に関係のない同伴者の入城は認めない。

（３）車両で入城する場合は、時間帯により、以下の門において警備員又は職員の検察を受け、車両入城証を受取り入城すること。また、退城時には車両入城証を返却すること。

＜入退城門、時間帯＞

・東大手門：午前７時３０分から午前８時３０分まで

・北大手門：午前９時００分から午後６時００分まで

（４）作業等の都合により、上記時間以外に車両が入退城する必要がある場合は、事前に本市と協議すること。

（５）車両が城内を走行する場合は、時速５キロ以下とすること。

（６）二条城周辺での路上駐車等は厳禁とする。

裏面あり

３　進行管理

（１）事業者は本市との連絡を密にし、委託業務の進捗を図ること。また、本市の指示に従い作業を行うこと。

（２）作業中は、やむを得ない場合を除き、現場責任者が必ず現場に立ち合うこと。

（３）作業に必要な道具、機材等は、事業者で準備すること。また、作業の実施に必要な諸手続や関係者協議等については、原則として事業者が行うこと。

（４）事業者は、公序良俗に反することがないよう十分な注意をもって業務を実施すること。

（５）軽微な作業の変更を行う場合は、本市とその都度協議を行い実施すること。

（６）事業者は、本市の求めに応じ、業務の進捗状況をその都度報告すること。

（７）本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は、本仕様書に明記がなく、本業務遂行に必要な事項が生じた場合は、本市と協議のうえ対応すること。

４　安全管理

（１）事業者は、常に安全に留意して現場の管理に努めること。

（２）災害防止その他管理上必要な緊急措置については本市と協議して、適切な措置を講じること。

（３）二条城は、市内有数の観光施設であるため、観光客に対する安全対策を十分に講じること。観覧通路で作業する場合には、景観及び安全に配慮したバリケード等を必ず設置すること。

（４）作業中に来城者や歩行者等とのトラブルがないよう十分注意して作業すること。必要な場合は、交通誘導員を配置すること。万一トラブルがあった場合には対処すること。

（５）作業中は文化財及びその他施設に損傷を与えないよう注意すること。万一文化財やその他施設を損傷した場合は、速やかに本市に報告し、その指示のもと処理し復元すること。事業者の故意又は過失により生じた損害は、全て事業者の処理及び負担とする。

（６）原則、火気は使用しないこと。

（７）事業者は、労働安全衛生規則等の関係法令を熟知し、業務における労働災害防止に努めなければならない。

５　その他諸注意

（１）作業に当たっては、適切に現場の養生を行うこと。また、作業後は、作業場所周辺の掃除、片付けを行うこと。

（２）車両は予め指定した場所に駐車し、美観を損なうことのないようにすること。

（３）車両が城内の各門をくぐる場合は、誘導員を配置する等、文化財を損傷しないよう特に注意すること。なお、二の丸御殿入口前の広場は、原則として車両の進入禁止とする。

（４）人止め柵などの締切箇所の通行の際は、必ず後締りすること。また、人止め柵やロープはまたがないこと。通行止の通路を避けること。

（５）作業関係以外の建物及び施設内には許可なく立ち入らないこと。

（６）休憩時間中に喫煙する場合は指定の場所で喫煙すること。

（７）城内の施設や道具等は、本市の許可なくして使用しないこと。

（別紙１別添３）

○元離宮二条城事務所が所有する照明器具一覧（令和６年３月現在）

品名	規格／品番	写真	台数
水銀灯２５０Ｗ	ＹＡ５４３６５ （安定器付）		7
水銀灯２５０Ｗ	ＮＣ６２０８０ ＢＫ（安定器付）		2
水銀灯１００Ｗ	ＹＡ５５３１３ （安定器付）		2
ＰＡＲ３６形短筒 ハロゲン３００Ｗ	ＭＳ－１５７５ －０２		66
ＰＡＲ３６形長筒 ハロゲン３００Ｗ	ＭＳ－１５２６ －０２		40

ＰＡＲ５６形 ハロゲン５００Ｗ	ＭＳ－１５２５ －０２		83
ＰＡＲ６４形 ハロゲン１０００Ｗ	ＮＱ３０６３１		7
ハロゲン８５Ｗ	ＭＳ１４１４， １４１５		211
ハロゲン１００Ｗ	１４９２ 両口ハロゲン		32
スポットライト パナソニック	ＬＷ８４０５４ Ｔ		20

ＬＥＤランプ１８Ｗ	ＹＡ５２５９４Ｂ（座付）		20
ＬＥＤ１０Ｗ	ＬＥＮ－１０Ｄ－ＥＳ－ＤＢＳ		7
ＬＥＤ３０Ｗ	ＬＥＮ－３０Ｄ－ＥＳ－ＤＢＳ		4
ＬＥＤ５０Ｗ	ＬＥＮ－５０Ｄ－ＥＳ－ＤＢＳ		5
ＬＥＤ投光器	ＥＣＦ０１２２Ｌ／ＳＡ１／ＤＧ		29

ＬＥＤスポット	ＮＮＹ２４００３Ｋ		18
ＬＥＤスポット	ＬＧＷ４０１２０		25
ＬＥＤスポット	ＬＧＷ４００９０ＬＥ１		15
ＬＥＤ電球	ＰＡＲＡＴＨＯＭ・ＣＬＡＳＳＩＣ・Ａ・WW	下記の足元灯の中にある電球	205
足元灯（ＬＥＤ）	鉄製 77 台 木製 66 台		143